

病児保育事業における幼児教育・保育の無償化について

1 無償化の対象となる方

3歳（満3歳の誕生日を迎えてから、最初の3月31日までの子どもを除く）～5歳の子どものうち、次の条件を全て満たす子どもが対象となります。

- ① 「保育の必要性の認定」を受けている子ども
- ② 認可保育所や認定こども園（1号認定子どもを除く）等を利用していない子ども

※ 裏面に注意事項がありますので、ご確認ください。

2 無償化の対象

病児保育の利用料が対象となりますが、他のサービスの利用料と合計して上限金額があります。

日額1,800円（市民税が均等割りのみ課税の世帯は日額900円）が無償化の対象となり、**食事代や診察料等は無償化の対象外**です。

※ 上限金額の考え方は、裏面をご確認ください。

3 無償化の対象となる利用料の払い戻しについて

- ① 病児保育を利用した時は、施設に対して利用料を支払い、施設から「領収書」を受け取ってください。
- ② 病児保育を利用した月の月末以降に、施設に対して、「特定子ども・子育て支援提供証明書」の発行を依頼し、受け取ってください。
「特定子ども・子育て支援提供証明書」の「認定保護者」欄と「認定子ども」欄は、利用者が記入してください。
- ③ 「特定子ども・子育て支援提供証明書」を受け取った後、「施設等利用費請求書（償還払い用）」を作成し、「領収書」のコピーと「特定子ども・子育て支援提供証明書」をあわせて、ふれあい健康館3階の子ども政策課に提出し、利用料の払い戻しを請求してください。

4 注意事項

- ① 「保育の必要性の認定」を受けるためには、申請手続きが必要です。
申請手続きは、「徳島市子ども保育課入所係」にお問い合わせください。
- ② 幼稚園や認定こども園（1号認定子ども）等の利用者については、対象とならない場合がありますので、詳細については「徳島市子ども政策課」
にお問い合わせください。
- ③ 0歳～2歳（満3歳の誕生日を迎えてから、最初の3月31日までの子ども）の子どものうち、生活保護世帯や住民税非課税世帯の子どもについては、従来どおり病児保育の利用料は無料となります

5 上限金額

上限金額は、月額37,000円となります。

ただし、幼稚園や認定こども園（1号認定子ども）の利用者については、月額11,300円が上限金額となります。

「認可外保育施設」「一時預かり事業（幼稚園等）」「預かり保育事業」「病児保育事業」「ファミリーサポートセンター事業」の**毎月の利用料の合計**をもって判断します。

6 問い合わせ先

- ① 幼児教育・保育の無償化制度全般に関すること
徳島市子ども政策課 088-621-5240
- ② 病児保育事業の利用料の払い戻しに関すること
徳島市子ども政策課 088-621-5240
- ③ 保育の必要性の認定に関すること
徳島市子ども保育課 入所係 088-621-5193